

商工・労働

人材確保セミナー

インターネットを活用した効果的な求人広報・採用手法を90分で学べるセミナーです。セミナー終了後、希望者には個別相談会を行います。

日時 3月9日(火)午後1時30分～3時30分

場所 職員会館1階多目的室(Web視聴あり)

対象 経営者・人事担当者

内容 コロナ禍の求職者動向・インターネット上の求人情報掲載ポイント・今、求められている効果的なオンライン活用とは?・泉州地域の企業事例など

講師 小浦佑介さん(株)マイナビ

参加費 無料

定員 ①セミナー会場20人②Web視聴5人(定員になり次第締切)

申込 事業所名・所在地・部署名・氏名・電話番号・ファックス番号・Eメール・参加方法(①②のいずれか)・個別相談会希望の有無を記入し、ファックス・Eメール・電話・郵送で

申込・問合せ先 〒597-8585 島中1-17-1 商工観光課 ☎072-433-7193、FAX 072-423-9700、Eメール shokok@city.kaiizuka.lg.jp

第24回知って得する労働問題講座

日時 3月3日(水)午後1時30分～5時30分

場所 岸和田市立福祉総合センター

内容・講師 「適用直前! 中小企業のための同一労働同一賃金取組方法」・「コロナ禍における雇用問題とその解決策について」北側光司さん(大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター)

※労働相談コーナーを同時開催します。

定員 100人(定員になり次第締切)

参加費 無料

申込 住所・氏名(ふりがな)・電話番号・ファックス番号・会社または団体名・大阪社労士会所属の有無・労働問題講座受講希望を電話・ファックスで

申込・問合せ先 泉佐野市まちの活性化課 ☎072-469-3131、FAX 072-463-1827

労働相談

電話・面談とも予約不要です。

日時 2月8日(月)～12日(金)平日:午前9時～午後0時15分・午後1時～8時、祝日:午後1時～5時

場所 エル・おおさか南館3階(大阪市中央区)

内容 ①労働相談 ☎06-6946-2600 ②セクハラ・女性相談 ☎06-6946-2601 ③テレワーク相談 ☎06-6946-2608

※弁護士、社会保険労務士による専門相談、職場のメンタルヘルス相談も実施(面談のみ要予約)。

問合せ先 大阪府労働環境課(労働相談センター) ☎06-6946-2600

中小・小規模事業者向け経営無料相談

日時 2月10日(水)～3月

中小企業共済制度掛金の補助

市では、国が実施している共済制度(①中小企業退職金②小規模企業③中小企業倒産防止)の掛金の一部を加算月から3年間補助します。

対象 市内に主たる事業所がある企業

補助額 令和2年1月～12月分の納付掛金の20%(補助額や対象従業員数などに制限あり)

申請 所定の申請書に関係書類を添付

締切 ①3月4日(木) ②2月17日(水)

申請書配布・申請・問合せ先 商工観光課 ☎072-433-7193

貝塚市中小企業臨時給付金の申請期限は3月31日(水)です

貝塚市中小企業臨時給付金(6月号掲載)の申請はお済みですか? 新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた市内の中小企業者が大阪府制度融資の中で対象融資を利用した場合は、給付金を交付します。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

給付金額 10万円

申請・問合せ先 商工観光課 ☎072-433-7193

31日(水)の毎水曜・木曜 ①午前9時30分～11時②午前11時～午後0時30分③午後0時30分～2時④午後2時～3時30分⑤午後3時30分～5時

場所 教育庁舎1階会議室

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小・小規模事業者

相談員 中小企業診断士

予約 住所・氏名(ふりがな)・会社または団体名・電話番号・希望日・希望時間帯・「経営相談希望」を電話・ファックスで

予約・問合せ先 商工観光課 ☎072-433-7193、FAX 072-423-9760

飲食店紹介冊子「おつげグルメ」発行



「Go To Eatキャンペーン」に昨年11月末時点で登録されている市内飲食店の情報を掲載した飲食店紹介冊子「おつげグルメ」を、公共施設や市内各店舗に配架し、安心して店舗を利用できるように情報発信を行います。

また、Webページ「貝塚市おつげグルメ」でも登録飲食店の情報発信を行っています。

さらに掲載店舗で食事を楽しむ、飲食店に対して応援メッセージを送っていたいたかたの中から、抽選で本市の特産品をプレゼントします。

詳しくは冊子またはウェブページをご覧ください。

問合せ先 おつげグルメ事務局(泉州広告株内) ☎072-437-3005、商工観光課 ☎072-433-7193

保険・年金

国民年金保険料

◆クレジットカード納付
年金事務所へ事前に申込みが必要です。2年前納、1年前納、6カ月前納(4月～9月分)は2月末まで、6カ月前納(10月～翌年3月分)は8月末までにお申込みください。

なお、カードでの前納の割引額は現金で納付する場合と同じです。

申込・問合せ先 貝塚年金事務所 ☎072-431-1122

は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」などの添付が必要です。日本年金機構から11月上旬に控除証明書を送付していただきますが、10月以降に初めて保険料を納付したかたには2月上旬に送付します。

問合せ先 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-0003-004、貝塚年金事務所 ☎072-431-1122

をする場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要ですが、単なる肩こりや筋肉疲労などには使えません。

●はり・きゅう・あんまマッサージ
いずれも、医師の同意書または診断書の提出が条件です。

使える場合 ①はり・きゅう 神経痛・五十肩・リウマチ・頸椎捻挫後遺症・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患など

②あんまマッサージ 関節拘縮・筋麻痺など

※医師の同意書がない・単に疲労回復や慰安などを目的としたもの・保険医療機関で同一疾患の治療(はり・きゅう)を受けている場合は使えません。

問合せ先 国保年金課 ☎072-433-7273、大阪府後期高齢者医療広域連合 ☎06-4790-2031

◆確定申告には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。令和2年1月～12月までに納めた国民年金保険料は、その全額が令和2年の所得から控除されます。この控除を受けるに

保険が使える場合と使えない場合があります。保険が使えない場合は、全額自己負担になりますのでご注意ください。

●柔道整復
使える場合 外傷性の骨折・脱臼・打撲やねんざなど。

※骨折・脱臼は、応急手当

「Go To Eatキャンペーン」に昨年11月末時点で登録されている市内飲食店の情報を掲載した飲食店紹介冊子「おつげグルメ」を、公共施設や市内各店舗に配架し、安心して店舗を利用できるように情報発信を行います。

また、Webページ「貝塚市おつげグルメ」でも登録飲食店の情報発信を行っています。

さらに掲載店舗で食事を楽しむ、飲食店に対して応援メッセージを送っていたいたかたの中から、抽選で本市の特産品をプレゼントします。

詳しくは冊子またはウェブページをご覧ください。

問合せ先 おつげグルメ事務局(泉州広告株内) ☎072-437-3005、商工観光課 ☎072-433-7193

1月14日～2月7日の営業時間短縮要請に協力した飲食店などに対し大阪府より協力金が支給されます

緊急事態宣言が発令されたことを受け、1月14日～2月7日の間、営業時間短縮要請に全面的に協力した飲食店などに対し、大阪府より協力金が支給されます。

対象 営業時間短縮要請を受けた飲食店などの事業者で、下記の要件をすべて満たす場合

- ①大阪府域に飲食店および遊興施設(食品衛生法上の飲食店営業許可および喫茶店営業許可を受けている店舗)がある
- ②午後8時～翌朝午前5時までの夜間に営業を行っていた店舗で、午前5時～午後8時までの間に営業時間を短縮する(休業含む)とともに、酒類の提供は午前11時～午後7時までとする
- ③1月14日～2月7日の25日間、営業時間短縮要請を遵守している(ただし、準備期間が必要な場合もあるため、1月18日から要請を遵守している場合も対象)
- ④1月14日までに、感染拡大予防ガイドラインを遵守し同日までに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカーを登録および掲示をしている(感染防止宣言ステッカーを導入していない期間は原則として休業していることが必要)
- ⑤申請店舗が、食品衛生法上の飲食店営業または喫茶店営業に必要な許可を取得している

支給額 1店舗あたり150万円(1日6万円×25日間)

※1月18日～2月7日まで要請を遵守している場合は126万円。

申請手続 2月8日(月)より開始予定

※上記内容は、1月21日(木)現在の情報を基に作成しています。最新情報は大阪府のホームページをご確認ください。

問合せ先 (仮称)大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター ☎06-6210-9525(午前9時～午後7時、日曜・祝日除く)